

労働者派遣事業に関する情報

本資料では派遣法 第23条5項の規定に従い、労働者派遣事業に関する情報をご提供しております。

対象期間:2024年6月1日 ～ 2025年5月31日

事業所名称	株式会社アスキット
事業所所在地	栃木県宇都宮市駒生町3369-1 レジデンスRS305

1.派遣労働者の人数(対象期間の末日時点)	9 名
2.派遣先の件数(対象期間の末日時点)	3 件
3.労働者派遣の平均料金（1日当り）	33,039 円
4.派遣労働者の賃金の平均料金（1日当り）	20,574 円
5.マージン率（派遣料金－派遣労働者賃金）÷ 派遣料金	37.7%

6.派遣労働者教育訓練に関する事項
※詳細は別紙の「教育訓練カリキュラム」を参照ください。

教育訓練の種類	対象者	内容	実施時間 (一人当たり)	実施方法	賃金支給	労働者の 費用負担
新規採用者への訓練	新規派遣労働者	新規採用者訓練	4.0時間	off-JT	有給	無償
安全衛生教育訓練	新規派遣労働者	腰痛防止、整理整頓、 危険予測等	4.5時間	off-JT	有給	無償
コンプライアンス研修	新規派遣労働者	コンプライアンスの目的 と行動基準等	2.5時間	off-JT	有給	無償
スキルアップ研修	1年目～4年目 派遣労働者	OA機器操作研修	各年毎 2.0～3.0時間	off-JT	有給	無償
スキルアップ研修	1年目～2年目 派遣労働者	プログラム技能研修	各年毎 4.0～6.0時間	off-JT	有給	無償
スキルアップ研修	3年目～4年目 派遣労働者	システム設計技能研修	各年毎 6.0時間	off-JT	有給	無償
リーダー就任研修	4年目 派遣労働者	リーダーシップマネジメント等	4.0時間	off-JT	有給	無償

7.福利厚生に関する事項
・社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険) ・労働者災害補償保険 ・年次有給休暇制度 ・定期健康診断

8.労使協定締結の有無	… 有
・対象となる労働者の範囲	システムエンジニア、プログラマー
・労使協定の有効期間	令和8年3月31日まで

9.その他
弊社マージン部分につきましては、以下の事業運営に必要な経費が含まれております。 ・社会保険料 派遣労働者の雇用主として、社会保険料の約半分を負担しています。 ・教育費、福利厚生費 派遣労働者の教育訓練に係わる教育費、福利厚生費などの費用があります。 ・交通費、現地居住費 遠地勤務の派遣労働者に対して、交通費及び現地居住費を全額会社で負担しています。 ・その他事業運営費 社員の人件費、オフィスの家賃など事業運営のために必要な経費があります。